

保健だより



入学式・始業式から1ヶ月と少し・・・そろそろ新しい環境にも慣れてきた頃でしょうか。小学生の頃から当たり前にある保健室。みなさんは、どのような付き合い方をしてきましたか？年度の切り替えにあたり、もう一度保健室の利用の仕方を確認しておきましょう。

☆☆☆保健室の利用について☆☆☆

- ★ケガをした時や体調が悪い時に、保健室では簡単な手当をしたりベッドで休んだりすることができます。但し、救急処置は**医療機関に行くまで**、**行く必要のない範囲の応急手当**ですので、**継続的な治療は行いません**。長期にわたる処置については、医療機関を受診してください。
- ★体調不良による経過観察(ベッド休養)は、1時間を目安としています。
- ★**飲み薬は置いていません**。必要な人は自宅から持ってきておいてください。
- ★身体に関すること・心の悩み等、気軽に相談してください。ひとりでくよくよ悩むより、人に話したほうが楽になるものです。解決に向けて一緒に考えましょう。
- ★**保健室で休養した場合、授業は「欠課」となり、「皆勤」の条件を満たさなくなります**ので、あらかじめご承知おきください。**※詳細は「入学の手引」をご覧ください。**



<p>目的</p> <p>ケガをしたときの応急手当</p>	<p>目的</p> <p>体の調子がすぐれない</p>	<p>目的</p> <p>体や健康について学びたい</p>	<p>目的</p> <p>心配事や悩みを相談したい</p>
<p>注意</p> <p>きのうのやー かえてー 継続的な手当ではできません。家でしてね</p>	<p>保健室を利用するときの約束</p> <p>必要なときに必要な人が利用できるように、目的やルールを守って、保健室を利用してください。</p>		<p>注意</p> <p>内服薬は出せません</p>
<p>ルール</p> <p>先生にことわってから来る</p>	<p>ルール</p> <p>入室退室時にはあいさつ</p>	<p>ルール</p> <p>室内では静かに</p>	<p>ルール</p> <p>備品等に勝手に触らない</p>

☆災害共済給付制度加入のお知らせ☆

学校の管理下における生徒の負傷・疾病・障害または死亡に関して必要な給付を受けることを目的とした制度です。学校の管理下で災害（怪我や疾病）が発生した時、初診から治癒までの医療費が5,000円以上（本人負担額が1,500円以上）の場合に申請できます。その後、日本スポーツ振興センターの書類審査を通過すると、給付金（主に治療費の4割）が支給されます。

※詳細は「入学の手引」をご覧ください。

災害共済給付の手続きは自己申告が基本です!!

該当する災害が発生した場合は、生徒本人が速やかに保健室に連絡してください。



☆学校管理下とは？

- 授業を受けている時
- 課外指導を受けている時
 - * 部活動・校外学習・宿泊行事など
- 休憩時間中 ・ 登下校時 など

☆給付が受けられない時

- 医療費の合計が5,000円未満の時
- 同じケガの治療が10年を経過した時
- 交通事故などで損害賠償を受けた時

☆手続きの方法（必要な書類は全て保健室にあります）

①災害が起きて受診した場合には、担任・養護教諭に連絡し、書類をもらう

* 申請書：本人・保護者が記入

* 口座振替申請書：保護者が記入 裏面に通帳のコピーを貼付

* 医療等の状況：医療機関で記入（1ヶ月ごと） 病院・接骨院・薬局で様式が異なる

②書類を保健室に提出する（手渡ししてください。確認してから受け取ります）

③給付金の支払い：指定の口座に振り込まれる（申請から2～3ヶ月後）

☆感染防止対策の継続をお願いします☆

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行しました。同日付で本校から「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について」という一斉メールが配信されました。そこにも明記されていたとおり、移行後も健康状態の把握や換気、手洗いなどの日常的な対応等は継続しますので、ご協力をお願いします。

